

# 国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 3 月 31 日環自野発第 2603311 号

## (通則)

第 1 条 国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実施要領（以下「実施要領」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

## (交付の目的)

第 2 条 本補助金は、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「クマ」という。）の生息する国立・国定公園及びその周辺地域における訪日外国人旅行者等の安全・安心を確保し、持続可能な観光地域づくり等を推進するために、鳥獣対策における高度な専門的知見を持つ人材の育成・確保の取組及びクマの出没時の体制構築やクマの適切な保護管理を図り被害を防止するための総合的な対策の取組、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 34 条の 2 に基づく緊急銃猟の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県又は複数の都道府県が参加する連携協議会（以下「協議会」という。）に交付することにより、都道府県又は市町村によるクマの捕獲や被害の防止対策等を強化し、我が国の安全・安心を確保することで、観光資源である国立・国定公園への訪日外国人旅行者による利用増進及び生物多様性の確保に寄与することとする。

## (交付の対象となる事業)

第 3 条 交付の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。ただし、既に実施している又は終了している事業のほか、他の国費の助成を受けて実施している事業については、本事業の交付の対象としない。

### (1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

#### 1) 都道府県又は協議会（以下「都道府県等」という。）が行う次の事業

- ア 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成。
- イ 指定管理鳥獣管理専門人材の配置。
- ウ 緊急銃猟対応等実務者の育成・配置。
- エ 危険鳥獣出没時の体制構築事業。
- オ ア、イ、ウ及びエの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

#### 2) 市町村が行う次の事業に対して都道府県が間接補助する事業

- ア 前項ウ及びエの事業。

イ アの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

## (2) クマ総合対策事業

### 1) 都道府県等が行う次の事業

ア 法第7条の1に基づく第一種特定鳥獣保護計画及び法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画（以下併せて「特定計画」という。）又は法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」という。）の検討・策定、並びに協議会における広域的な保護・管理の方針の検討・策定。

イ 法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業の実施（ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を既に策定している又は当該事業を実施する年度内において当該事業を実施するまでに指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定することが確実であると見込まれるものに限る。）。

ウ 市街地・集落等及びその周辺における出没の防止又は対応のために必要な取組。

エ イ及びウの事業に係る結果の把握及び評価に必要な調査、検討並びにア、イ及びウの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

### 2) 市町村が行う次の事業に対し都道府県が間接補助する事業

ア 法第9条の許可を受けて行う捕獲等の実施。

イ 法第34条の2に基づく緊急銃猟の実施。

ウ 前項ウの事業。

エ ア、イ及びウの事業に関連して必要と見込まれるその他の取組の実施。

### (交付対象経費)

第4条 交付対象となる経費は、前条に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

### (交付割合及び対象事業者)

第5条 前条に規定する経費及びこれに対する交付割合は、別表1に定めるところによる。また、補助事業者は、別表2に定めるところによる。

### (交付額の算定)

第6条 本補助金の交付額は、別表1の実施要綱に基づく各事業を行うために必要な業務費等(別表3に掲げる交付対象経費(別表4に定める支出科目及びその内容による経費))の支出予定額に別表1の各事業別の交付割合を乗じて、算出した額の合計とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業者のうち協議会は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付対象者）

第 7 条 本補助金は、補助事業を実施する都道府県等に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付申請手続）

第 8 条 都道府県等は、本補助金の交付を受けようとするときは様式第 1 による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第 9 条 都道府県等は、本補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して補助金の額の変更申請をしようとする場合には、速やかに様式第 2 による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

（交付決定等の通知）

第 10 条 環境大臣は、第 8 条による交付申請書又は前条による変更交付申請書の提出があったときは、速やかに審査の上、交付決定等を行い、第 8 条の交付申請に対しては様式第 3 による交付決定通知書を、前条の変更交付申請に対しては様式第 5 による変更交付決定通知書を都道府県等に送付するものとする。

2 環境大臣は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（標準処理期間）

第 11 条 環境大臣は、第 8 条の交付申請書又は第 9 条の変更交付申請書が到着した日から起算して、原則として、2 か月以内に交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第 12 条 都道府県等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付の決定の日から起算して 15 日以内にその旨を記載した書面を環境大臣に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第13条 都道府県等は、次に掲げる事項に該当する場合（補助金の額の変更を伴わない）は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、様式第5による承認を受けなければならない。なお、補助金の額の変更を伴う場合は、第9条に定める手続きによるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分（別表1に定める経費ごとの配分をいう）を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。

(2) 補助金の交付割合を変更しようとするとき。

(3) 事業の計画の変更をしようとするとき。ただし、補助金の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部の変更（別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更）、交付決定額の範囲内で緊急的に事業を実施した場合（緊急銃猟の実施等）の変更を除く。

2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（契約等）

第14条 都道府県等は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（事業の中止又は廃止）

第15条 都道府県等は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第16条 都道府県等は、補助事業が予定の期日内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、補助金の繰越を伴わない場合であり、かつ、当初の完了予定期日（補助金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後2か月以内である場合は、この限りではない。

（状況報告）

第17条 環境大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた都道府県等に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができるものとする。

（実績報告）

第18条 都道府県等は、補助事業を完了したとき（第15条の規定に基づく事業の廃止の

承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(事業の廃止の承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の全額が概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとする。
- 3 補助事業の実施期間内において、第16条に基づき様式第7による遅延報告書を環境大臣に提出し、その指示を受けた場合であって、補助事業が完了するまでに国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第9による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 4 協議会は、第1項、第2項又は第3項の実績報告を行うに当たって、第6条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の額の確定等)

- 第19条 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第10による交付額確定通知書により都道府県等に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、都道府県等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が都道府県であって、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が定める日以内とすることができる。
  - 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の支払)

- 第20条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 協議会は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消等)

第 21 条 環境大臣は、第 15 条の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 都道府県等が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 都道府県等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 都道府県等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) (3) に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還期限は当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

5 前項について、環境大臣の定める期限内に返還がない場合は、第 19 条第 4 項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第 22 条 都道府県等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 都道府県等は、取得財産等について、様式第 12 による取得財産等管理台帳を備え、適正に管理しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第 23 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき、環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機器、備品及びその他の財産とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 都道府県等は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式 1 による申請書を、環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱う

ものとする。

- 4 環境大臣は、都道府県等が前項の承認手続を経て取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。
- 5 前項に基づく収入の納付期限は、当該納付通知のなされた日から 20 日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理)

- 第 24 条 都道府県等は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 都道府県等は、前項の収支簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。
  - 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、都道府県等に対し、その補助金の経理について調査し、指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

- 第 25 条 協議会は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第 13 による国立公園等利用者安全・安心対策強化石業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の返還については、第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

- 第 26 条 都道府県等は、第 8 条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく変更交付の申請、第 12 条の規定に基づく申請の取下げ、第 13 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請、第 15 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 16 条の規定に基づく事業遅延の報告、第 17 条の規定に基づく状況報告、第 18 条第 1 項の規定に基づく実績報告、第 20 条第 2 項の規定に基づく支払請求、第 23 条第 3 項の規定に基づく財産の処分の承認申請又は第 25 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告(以下「交付申請等」という。)については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

- 第 27 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(間接補助の条件)

第28条 都道府県は、間接補助事業者の間接補助金(補助事業者が環境大臣から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する補助金をいう。以下同じ。)を交付するときは、本要綱第13条～第17条及び第22条～第24条に準ずる条件を付さなければならない。

- 2 前項により付した条件に基づき都道府県が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ、環境大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- 3 都道府県は、第1項により付した条件に基づき、間接補助事業者から間接補助金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、環境大臣に報告し、環境大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(間接補助金の交付規程)

第29条 都道府県は、補助事業の開始前に、補助事業を本要綱の規定に従い行うために、間接補助金の交付の手續等について交付規程を定め、交付申請までに環境大臣に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。当該交付規程には、法令等の規定に準じた条項を定めるものとする。

(間接補助金の交付)

第30条 都道府県は、間接補助金の交付を行うため、第20条第1項ただし書に規定する概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に交付しなければならない。

別表 1

区 分	経 費	交付割合	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の計画の変更
国立公園等 利用者安全・ 安心対策強 化事業補助 金	実施要綱に基づいて行 う以下の事業に要する 経費		1 補助金の交付 決定を受けたも のの交付額の変 更	1 事業の新設、 中止又は廃止  2 実施区域の変更
鳥獣の保護・ 管理に係る 専門人材育 成等事業	1 認定鳥獣捕獲等事 業者等の育成	定額(2,000千円を上限 とする定額、定額を超 える事業費分は 1/2 以 内)	2 経費の欄に掲 げる1、2、3、 4、5の経費の 相互間における それぞれの経費 の20%を越える 増減	3 事業の実施方 針の変更
	2 指定管理鳥獣管理 専門人材の配置	定額(10,000千円を上 限とする定額、定額を 超える事業費分は 1/2 以内)		4 事業の目標及び その設定の考え方 の変更
	3 緊急銃猟実施対応 等実務者の育成	定額(2,000千円を上 限とする定額、定額を超 える事業費分は 1/2 以 内、定額を超える事業 費分について都道府県 から市町村へ間接交付 する場合は国 1/2 以内、 都道府県 1/4 以上)		
	4 緊急銃猟実施対応 等実務者の配置	定額(10,000千円を上 限とする定額、定額を 超える事業費分は 1/2 以内、定額を超える事 業費分について都道府 県から市町村へ間接交 付する場合は国 1/2 以 内、都道府県 1/4 以上)		
	5 危険鳥獣出没時の 体制構築事業	1/2 以内(都道府県から 市町村へ間接交付する 場合は国 1/2 以内、都道 府県 1/4 以上)		

クマ総合対策事業	<p>1 計画策定・調査等事業</p> <p>2 捕獲等事業</p> <p>3 出没防止対策事業</p>	<p>定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額、協議会は10,000千円を上限とする定額、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額は12,500千円、協議会は15,000千円とする。ただし、北海道においては、生息・被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が必要な場合等、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかると認められる場合に限り事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円とする。）</p> <p>1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）  春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあつては2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）</p> <p>2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）</p>		
----------	--	---	--	--

別表2 補助事業者

補助事業		補助事業者	間接補助事業者
鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業	1 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	別に定める要件を満たした都道府県及び協議会	
	2 指定管理鳥獣管理専門人材の配置	別に定める要件を満たした都道府県	
	3 緊急銃猟対応等実務者の育成	別に定める要件を満たした都道府県	別に定める要件を満たした市町村
	4 緊急銃猟対応等実務者の配置	別に定める要件を満たした都道府県	別に定める要件を満たした市町村
	5 危険鳥獣出没時の体制構築事業	別に定める要件を満たした都道府県	別に定める要件を満たした市町村
クマ総合対策事業	1 計画策定・調査等事業	別に定める要件を満たした都道府県及び協議会	
	2 捕獲等事業	別に定める要件を満たした都道府県	別に定める要件を満たした市町村
	3 出没防止対策事業	別に定める要件を満たした都道府県	別に定める要件を満たした市町村

別表3 交付対象経費

鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業	<p>事業を行うために必要な業務費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、保険料及び補助金等）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。</p> <p>ただし、捕獲報奨金、被害防止のための器具の購入及び侵入防止用の柵等被害防止のための施設、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。</p>
クマ総合対策事業	<p>事業を行うために必要な業務費（諸謝金、旅費、備品費、資材購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金等、雑役務費、保険料及び補助金等）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費。</p> <p>ただし、捕獲報奨金、銃（都道府県が行う事業における麻醉銃を除く）、処理加工施設、射撃場の整備等を除く。</p>

別表4 支出科目とその内容

支出科目	内 容
1 諸謝金	講師、専門家等の招聘等、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費をいう。
2 旅 費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当および宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
5 消耗品費	単価が5万円未満の物品や機器であって、おもに消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費をいう。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓、弁当の提供に要する経費をいう。
10 賃金等	臨時作業員等日々雇用者に対する賃金のほか、都道府県・市町村の会計年度任用職員、任期付職員、非常勤職員に支給する報酬・給与・期末手当等の支払いに要する費用をいう。
11 雑役務費	手数料、事業者等に外注して行う調査、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
12 保険料	捕獲又は調査等に従事する者の保険料をいう。
13 補助金等	都道府県・市町村が補助事業（クマ対策に資するものに限る。）を実施するために必要な経費をいう。
14 その他	その他必要な経費で環境大臣が承認した経費をいう。

様式第 1 (第 8 条関係)

第 年 月 日  
号

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付申請書

国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第 8 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助金所要額調書 (別紙 1 - 1 - 1)
- 3 事業計画書 (別紙 1 - 2)
- 4 事業費内訳書 (別紙 1 - 3)
- 5 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式第2（第9条関係）

第 号  
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金に係る申請の内容を下記のとおり変更したいので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 記

- 1 変更内容
- 2 変更理由及び事業に及ぼす影響
- 3 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
  - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
  - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
  - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(注1) 記の2については、具体的に記載すること。

(注2) 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、補助金所要額調書（別紙1-1-1）の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に（ ）書きにより併記すること。

様式第3（第10条関係）

第 号

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付決定通知書

都道府県知事又は協議会の長

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

## 記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更される時は、別に通知するところによる。
- 3 補助事業を行う都道府県等は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令255号）及び国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 4 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は、この通知書を受けた日から起算して15日以内とする。
- 5 この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類又は証拠物を、事業完了の翌年から起算して5年間整備保管しなければならない。  
(補助事業者が協議会の場合)
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第6条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)  
担当者の所属部署・職名・氏名  
連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金に係る申請の内容を下記のとおり変更したいので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由及び事業に及ぼす影響  
（注）具体的に記載する。
- 3 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

（注 1）記の 2 については、具体的に記載すること。

（注 2）添付書類は、様式第 1 のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、補助金所要額調書（別紙 1 - 1 - 1）の額が変更されるときは、当該変更部分について変更前の額を、変更後の額の上部に（ ）書きにより併記すること。

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金変更交付決定通知書

都道府県知事又は協議会の長

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）した令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金については、令和 年 月 日付け第 号の申請に基づき、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第10条（第13条）の規定により、決定の内容の一部を下記のとおり変更することとしたので通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付け第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 補助金の事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

	(	円)
事業に要する経費	金	円
	(	円)
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときには、別に通知するところによる。
- 3 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は、この通知書を受けた日から起算して15日以内とする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)  
担当者の所属部署・職名・氏名  
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）額の変更を伴わない場合については、記の2の記載を「補助金の事業に要する経費及び交付決定額には変更ない。」とする。

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第15条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の期間
- 3 中止（廃止）後の措置
- 4 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（注）中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び申請時に提出した様式第1の別紙1-1-1を利用し、中止（廃止）前の金額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）後の金額を下段に記載した書類を添付すること。

第 号  
年 月 日

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業遅延報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事業の遅延について、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第16条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 遅延の内容及び原因
- 2 遅延に係る金額  
円（ 円）
- 3 遅延に対して執った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 事業の遂行及び完了の予定
- 6 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等
  - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
  - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
  - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の進捗状況を示した計画表を当初と変更後を対比のうえ作成し、添付すること。

注2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、交付決定額を記載すること。

環境大臣 殿

都道府県知事  
又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野  
発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事  
業補助金における実績について、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要  
綱第18条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円也
- 2 事業の実施期間  
事業開始 令和 年 月 日  
事業終了 令和 年 月 日
- 3 補助金精算額調書（別紙1-1-2）
- 4 事業実施報告書（別紙1-2）
- 5 事業費内訳書（別紙1-3）
- 6 添付資料  
事業の実績を示す資料  
(1) 交付対象経費に係る請求書又は領収書の写し  
(2) 契約書の写し  
(3) その他
- 7 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等  
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名  
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名  
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

環境大臣 殿

都道府県知事又は協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）の通知を受けた国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金の令和 年度における実績について、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日  
金 円（令和 年 月 日付け環自野発第 号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

補助事業の区分	交付決定額 (円)	実施額 (円)	遂行状況
鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業			
クマ総合対策事業			
合計			

- 3 補助金の経費所要額実績  
別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名  
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名  
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 変更交付決定を行った事業は、1に以下の項目を加えて全ての変更交付決定について記載すること。

補助金の変更交付決定額及び変更交付決定年月日

金 円（令和 年 月 日付け環自野発第 号）  
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)事業費	(2)交付決定額	(3)事業費支払実績額	(4)補助金受入済額	(5)事業費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

注 変更交付決定を行った事業は、変更後の金額を記載すること。

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付額確定通知書

都道府県知事又は協議会の長

令和 年 月 日付け環自野発第 号をもって交付決定（、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定）した令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金については、令和 年 月 日付け第 号による実績報告書に基づき、交付額を金 円に確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 15 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第 18 条第 2 項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

環境大臣 殿

協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金精算払(概算払)請求書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定(、令和 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定)を受けた令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金について、精算払(概算払)を受けたいので、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位：円)

交付対象 経費の区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義・住所

注1) 補助事業者が都道府県の場合、作成した精算払(概算払)請求書については、交付金の支出の権限を国から都道府県(官署支出官)へ移譲しているため、環境省へ提出する必要はない。

注2) 口座名義及び住所には、フリガナを付すこと。

4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

様式第12(第22条関係)

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	交付率	備考
				円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 2 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号  
年 月 日

環境大臣 殿

協議会の長

令和 年度国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金に係る  
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号により交付額確定通知があった国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金について、国立公園等利用者安全・安心対策強化事業補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 10 日付け環自野発第 1504103 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け環自野発第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額                                      | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（「3.」－「2.」）   | 金 | 円 |
| 5. 参考となるその他書類（3. の金額の積算の内訳等）   |   |   |

6 本件責任者及び担当者の氏名・連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

(別紙1-1-1)

令和 年度補助金所要額調書

単位：円

事業名	交付対象経費 (A)	交付割合 (B)	補助金所要額 (C) = (A) × (B)	備考
(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業				
1 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成		定額		
		1 / 2 以内		
2 指定管理鳥獣管理専門人材の配置		定額		
		1 / 2 以内		
3 緊急銃猟対応等実務者の育成		定額		
		1 / 2 以内		
4 緊急銃猟対応等実務者の配置		定額		
		1 / 2 以内		
5 危険鳥獣出没時の体制構築事業		1 / 2 以内		
(2) クマ総合対策事業				
1 計画策定・調査等事業		定額		
		1 / 2 以内		交付上限額は12,500千円(都道府県。ただし、北海道においては、や

				むを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかる場合と認められる場合に限り交付上限額25,000千円。)、15,000千円(協議会)
2	捕獲等事業		1/2 以内又は 2/3 以内	
3	出没防止対策事業		2 / 3 以内	
(1) + (2) + (3) 合計				

注1 : (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。

2 : (2) クマ総合対策事業の(B) 欄の捕獲等事業の交付割合については、1/2 以内又は 2/3 以内のうち該当する交付割合を記入し、該当しない交付割合は削除すること。なお、交付割合が異なる場合は備考欄にそれぞれの交付割合での所要額を記入すること。

3 : (C) 欄には、交付対象経費に交付割合を乗じた額を記入すること。

4 : (C) 欄は算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5 : 補助事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、補助事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき記入すること。

(別紙1-1-2)

令和 年度補助金精算額調書

単位：円

事業名	交付対象経費 (A)	交付割合 (B)	補助金所要額 (C) = (A) × (B)	交付決定額 (D)	補助金 受入済額 (E)	差引額 (返還額) (F)	備考
(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成 等事業							
1 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成		定額					
		1 / 2 以内					
2 指定管理鳥獣管理専門人材の配置		定額					
		1 / 2 以内					
3 緊急銃猟対応等実務者の育成		定額					
		1 / 2 以内					
4 緊急銃猟対応等実務者の配置		定額					
		1 / 2 以内					
5 危険鳥獣出没時の体制構築事業		1 / 2 以内					
(2) クマ総合対策事業							

1 計画策定・調査等事業		定額					
		1 / 2 以内					<p>交付上限額は12,500千円(都道府県。ただし、北海道においては、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかる場合と認められる場合に限り交付上限額25,000千円。)、15,000千円(協議会)</p>
2 捕獲等事業		1/2 以内又は 2/3 以内					
3 出没防止対策		2 / 3 以内					
(1) + (2) + (3) 合計							

注1：(A)欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。

2：(2)クマ総合対策事業の(B)欄の捕獲等事業の交付割合については、1/2以内又は2/3以内のうち該当する交付割合を記入し、該当しない交付割合は削除すること。なお、交付割合が異なる場合は備考欄にそれぞれの交付割合での所要額を記入すること。

3：(C)欄には、交付対象経費に交付割合を乗じた額を記入すること。

4：(C)欄は算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

5：(E)欄には、(D)欄のうち交付を実際に受けた額又は受入れ予定額を記入すること。

6：(F)欄には、(E)欄の額から(C)欄の額を差し引いた額を記入すること。

7：補助事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、補助事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき記入すること。

(別紙 1 - 2 : 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業)

事業計画書 (又は事業実施報告書)

1 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫補助金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					

注 1 : 補助事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、補助事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき記入すること。

注 2 : 事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

2 指定管理鳥獣管理専門人材の配置

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(定額及び1/2以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

3 緊急銃猟対応等実務者の育成

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(定額及び1/2以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

注3：直接交付事業と間接交付事業は区別して記載するとともに、間接交付事業を行う場合、「市町村費」に必ず市町村の負担する金額を記載すること。

4 緊急銃猟等対応実務者の配置

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(定額及び1/2以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

注3：直接交付事業と間接交付事業は区別して記載するとともに、間接交付事業を行う場合、「市町村費」に必ず市町村の負担する金額を記載すること。

5 危険鳥獣出没時の体制構築事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

注3：直接交付事業と間接交付事業は区別して記載するとともに、間接交付事業を行う場合、「市町村費」に必ず市町村の負担する金額を記載すること。

(別紙 1 - 2 : クマ総合対策事業)

事業計画書 (又は事業実施報告書)

1 計画策定・調査等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫補助金	都道府県等費	その他	
(定額及び 1/2 以内) 【具体的な取組内容及び積算】					交付上限額は 12,500 千円 (都道府県。ただし、北海道においては、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかること認められる場合に限り交付上限額 25,000 千円。)、15,000 千円 (協議会)

注 1 : 補助事業者のうち都道府県は、各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。また、補助事業者のうち協議会における消費税及び地方消費税相当分については、本事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項に基づき記入すること。

注 2 : 事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

2 捕獲等事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(1/2 以内又は 2/3 以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額、捕獲実績を記載すること。

注3：直接交付事業と間接交付事業は区別して記載するとともに、間接交付事業を行う場合、「市町村費」に必ず市町村の負担する金額を記載すること。

3 出沒防止対策事業

単位：円

事業内容	事業費	負担区分				備考
		国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
(2/3 以内) 【具体的な取組内容及び積算】						

注1：消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

注2：事業内容の欄の括弧内の具体的な内容及び積算については、取組項目とそれに要する金額を記載すること。

注3：直接交付事業と間接交付事業は区別して記載するとともに、間接交付事業を行う場合、「市町村費」に必ず市町村の負担する金額を記載すること。

(別紙1-3)

事業費内訳書

単位：円

事業費	事業費の内訳				備考
	国庫補助金	都道府県等費	市町村費	その他	
定額					
1/2 以内					
2/3 以内					

注1：財源内訳の国庫補助金以外の財源で決定していないものについては、見込額を記載すること。

2：「市町村費」欄には、間接交付事業を実施する場合、市町村の負担額を記載するもの。

3：「その他」欄には、寄付その他の収入額がある場合は記入すること。